

別紙

下記のとおり、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）については、銀行とみなされる特定承継会社について下記2. の「対応する銀行法施行規則案」を準用する改正を行う予定です。

1. 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則において準用しようとする銀行法施行規則の内容		2. 対応する銀行法施行規則案
	委任元の条項	
①契約締結前の情報の提供方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法第13条の4において準用する金融商品取引法第37条の3第1項 ・銀行法第52条の45の2において準用する金融商品取引法第37条の3第1項 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条の11の8、第14条の11の23 ・第34条の53の8、第34条の53の10
②契約締結前の情報の提供の適用除外に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法第13条の4において準用する金融商品取引法第37条の3第1項但し書 ・銀行法第52条の45の2において準用する金融商品取引法第37条の3第1項但し書 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条の11の24 ・第34条の53の9
③外貨預金等に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法第13条の4において準用する金融商品取引法第37条の3第1項第7号 ・銀行法第52条の45の2において準用する金融商品取引法第37条の3第1項第7号 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条の11の26の2 ・第34条の53の12の2
④銀行法第13条の4及び第52条の45の2において準用する金融商品取引法第37条の3第2項に定める説明義務の適用除外に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法第13条の4において準用する金融商品取引法第37条の3第2項 ・銀行法第52条の45の2において準用する金融商品取引法第37条の3第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条の11の26の3 ・第34条の53の13
⑤契約締結時の情報の提供方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法第13条の4において準用する金融商品取引法第37条の4 ・銀行法第52条の45の2において準用する金融商品取引法第37条の4 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条の11の27 ・第34条の53の14
⑥契約締結時の情報の提供の適用除外に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法第13条の4において準用する金融商品取引法第37条の4但し書 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条の11の29 ・第34条の53の16

	・銀行法第 52 条の 45 の 2 において準用する金融商品取引法第 37 条の 4 但し書	
⑦禁止行為に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法第 13 条の 4 において準用する金融商品取引法第 38 条第 9 号 ・銀行法第 52 条の 45 の 2 において準用する金融商品取引法第 38 条第 9 号 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 14 条の 11 の 30 の 2 ・第 34 条の 53 の 17 の 2

※その他、銀行法施行規則の改正に伴う所要の規定の整備等を行う。